

平成29年度 曾爾村社会福祉協議会事業計画

少子高齢化が急速に進行し、一人暮らし世帯や高齢者世帯の増加などにより、地域とのつながりが希薄化し、社会福祉を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような状況において、住み慣れた地域で安心して在宅での暮らしを継続していただけるよう誰もが願うことであり、その実現に向けて、行政や保健・医療・福祉など関係機関との連携を強化し、地域福祉の推進に努めていきます。

また、社会福祉法改正に伴い、法人として組織・経営基盤を強化し、必要とされる社会福祉協議会を目指し、各事業に取り組んでいきます。

重点項目

- 地域福祉活動の推進
- 各サービス事業の安定した経営と質の高いサービスの提供を図る
- 社会福祉法改正に基づく組織体制の充実強化

1. 社協組織の運営

- (1) 理事会・評議員会の開催
- (2) 監査の実施
- (3) 職員の研修の強化を図り専門性の向上に努める

2. 地域福祉活動事業

- (1) 地域住民に対する啓蒙啓発の実施
広報誌の発行
- (2) 地域住民への社会参加、協力、意識の高揚を図り福祉コミュニティづくりの推進
- (3) 共同募金運動の実施
10月1日～一般募金 赤い羽根共同募金運動
12月1日～歳末たすけあい運動
- (4) ボランティア活動の推進

3. 日常生活自立支援事業（旧 地域福祉権利擁護事業）

判断能力に不安のある高齢者や障がい者などの権利を擁護し、生活支援員による見守り活動を行うことで、権利侵害を受けやすい方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう支援します。

- (1) 福祉サービスの利用援助や相談
- (2) 日常生活上の手続援助
- (3) 日常的金銭管理の金銭管理
- (4) 書類等預かりサービス

4. 介護保険関係サービス事業の実施

(1) 居宅介護支援事業

要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、本人や家族の意思を尊重して、有効にサービスが利用できるよう居宅サービス計画に作成等実施。

(2) 通所介護事業・介護予防通所介護事業

要支援・要介護認定を受けた方で、施設に通所していただき健康チェック、昼食、入浴、レクリエーションなどの活動を通して日常生活能力と社会性の維持向上を図り、併せて家族の介護負担軽減と継続的な在宅生活の支援を目的として実施。

(3) 特定施設入居者生活介護事業・介護予防特定施設入居者生活介護事業

(4) 短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業（基準該当）

(5) 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業（基準該当）

(6) 要介護認定訪問調査の実施（受託事業）

5. ケアハウス（軽費老人ホーム）施設の運営（指定管理）

身体機能の低下や高齢などにより、自宅での生活が不安な方に対し施設に入居していただき、日常生活に必要なサービスを提供。

安心して過ごしていただけるよう支援していく。

6. 地域支援事業（受託事業）

(1) 食の自立支援事業

ひとり暮らしや高齢世帯等、食事の調達が困難な高齢者に自宅にお弁当を配達し併せて安否の確認も行っていく。（週/2回）

(2) 家族介護者交流事業

自宅で介護をされている家族を対象に、親睦交流会を行い、日頃の介護の悩みや情報交換等を実施し、リフレッシュや精神的負担の軽減につながっていくよう支援していく。

7. 介護予防・日常生活支援総合事業（新規事業）

平成29年4月から、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の様々な主体が参画し、様々なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指しています。

通所介護・訪問介護利用者で更新時に対象となる利用者は総合事業に移行されます。

8. 身体障害者（児）福祉活動の推進

・障害者福祉サービス事業の実施

「生活介護事業所」（すすき作業所）の運営

利用者に通所していただき、創作活動などを実施し、自立した日常生活を営むことができるよう支援していきます。

9. 生活困窮者支援事業(県社協受託事業)

(1) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯や失業により生計の維持が困難となった世帯を対象に、経済的自立と生活意欲の促進を図るため、一時的に必要な資金の貸付と相談援助を行います。

(2) 緊急食料支援事業(フードレスキュー事業)

生活が緊迫した方に対して、一時的に食料を提供することで安定・安心した生活に向けた相談支援に取り組み、自立と生活再建を図ります。

10. 心配ごと相談事業の実施 : 毎月1回相談所を開設
11. 善意銀行の運営
12. 各福祉関係機関との連絡調整の強化
13. 民生委員協議会との連携の強化
14. 福祉教育の振興
15. 日本赤十字社事業の推進
16. その他社会福祉に関する事項